出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」及び「５　届出時に届出者と特別の関係にあるものが所有等をする同一発行会社の株式及び議決権の数量等」欄中「議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数がわからない場合も、同様とする。

13　「１　発行会社」欄中「⑸　外資比率」欄には、外国投資家（法第26条第１項に規定する外国投資家をいう。）が所有する発行会社の株式の数の発行会社の発行済み株式の総数に占める割合を記入すること。発行会社の外資比率がわからない場合には、直近に提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載された外国法人等の所有株式数の割合を用いて差し支えない。

14　「１　発行会社」欄中「⑹　事前届出業種に該当する理由」欄には、事前届出業種を記入すること。事前届出業種が、対内直接投資等の場合には対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種、特定取得の場合には対内直接投資等に関する命令第４条の３第１項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記しそれらの告示の該当する条項を明記すること。事前届出業種の内容を補足するため、当該事前届出業種に属する事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、発行会社の該当業種に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

15　「１　発行会社」欄中「⑺　事前届出業種に該当する連結子会社等があるときは、当該連結子会社等に関する事項」欄には、事前届出業種に属する事業を営む連結子会社等を発行会社とした場合に「１　発行会社」欄中「⑴　名称」欄から「⑹　事前届出業種に該当する理由」欄（「⑶　定款上の事業目的」欄を除く。）に記入することとなる事項及び発行会社による出資比率を記入すること。

16　「２　取得又は一任運用をしようとする株式等」欄中「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」、「取得価額又は一任運用価額」、「取得後又は一任運用後の出資比率」及び「取得後又は一任運用後の議決権比率」について、本届出書受理日において確定していない場合には、その見込まれる最大の値を記載することができる。その場合、記入した値の後ろに「（最大）」と記載すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「数量」について、届出者が法第27条の２第１項又は法第28条の２第１項の規定により法第27条第１項又は第28条第１項の規定による届出をせずに行つた対内直接投資等又は特定取得により取得した発行会社の株式、持分又は議決権（議決権行使等権限（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第２条第４項第２号に規定する議決権行使等権限をいう。以下この記入要領において同じ。）に係るものを含む。以下この記入要領において「株式等」という。）を保有している場合、当該株式等の数を数量に加えること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得価額又は一任運用価額」について、発行会社が上場会社等（法第26条第２項第１号に規定する上場会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合においては、本届出書受理日の前営業日における任意の証券取引所における終値を記載することができる。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の出資比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式の数及び届出者が投資一任契約その他の契約に基づき他のものから委任を受けて株式の運用（その指図をすることを含み、令第２条第７項で定める要件を満たすものに限る。）をする場合におけるその対象となる発行会社の株式の数を合計した株式（以下この記入要領において「所有等株式」という。）の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等以外であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において所有することとなる発行会社の株式又は持分の数の発行会社の発行済株式の総数又は総出資額に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式への一任運用をしようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、当該株式への一任運用の対象とされる発行会社の株式の数及び届出者が所有する発行会社の株式の数を合計した株式の数の発行会社の発行済株式の総数に占める割合を記入すること。

「⑶　数量、取得・一任運用価額等」欄中「取得後又は一任運用後の議決権比率」については、届出者が本届出書により発行会社の株式、議決権又は議決権行使等権限を取得しようとする場合であつて、発行会社が上場会社等であるときは、届出者が本届出書において届け出る取得の後において保有することとなる発行会社の実質保有等議決権（令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数の発行会社の総議決権に占める割合を記入すること。届出者が本届出書により発行会社の株式又は持分を取得しようとする場合で